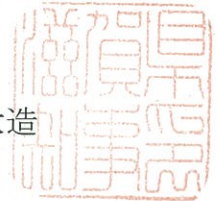


滋 鳥 獣 第 6 2 号
平成 29 年(2017 年)4 月 27 日

滋賀県環境審議会
会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）の策定について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき標記の計画を策定したいと考えますので、同条第 3 項において準用する第 4 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺います。

滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）について

自然環境保全課鳥獣対策室

1. 計画の概要

県内のカワウ生息数は2大コロニー（竹生島、伊崎半島）を中心に大きく減少し、あわせて琵琶湖や河川における漁業被害も減少しており、第1次および第2次特定計画による対策の効果が認められる。生息数減少の一方、内陸部等に新たなコロニーが形成されたり、急に生息数が増加するコロニーが出るなどカワウの生息区域が分散化してきており、早急な対策が必要となっている。

このため、これまでの取り組みを継続するとともに新規コロニー等への対策を実施し、琵琶湖や河川における漁業被害や竹生島や伊崎半島等における植生被害、内陸部における生活環境被害等を低減させ、人間活動と共にカワウが生態系の一員として生息できる豊かでバランスの取れた生態系を取り戻す。

【第二種特定鳥獣管理計画】

鳥獣保護管理事業計画に即して知事が定める任意計画。鳥獣種ごとに定め、本計画のもと各種対策を推進。生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

2. これまでの経過

第1次特定計画期間	平成22年3月3日～平成25年3月31日
第2次特定計画期間	平成25年4月3日～平成27年5月28日
法令改正による一部変更	平成27年5月29日～平成30年3月31日
次期計画期間（5年間）	平成30年4月1日～平成35年3月31日

3. 計画策定スケジュール（予定）

時期	概要
平成29年6月	環境審議会への諮問、第1回自然環境部会（概要説明）
平成29年7月	第1回カワウ特定計画検討会
平成29年9月	第2回カワウ特定計画検討会
平成29年9月	特定鳥獣管理計画関係者検討会（市町、自然保護団体等）
平成29年9月	第2回自然環境部会（素案について）
平成29年10月	関係機関協議（市町、国等機関、庁内関係課）
平成29年10月	第3回自然環境部会（答申案について）、環境審議会の答申
平成29年11月	県計画（素案）策定
平成29年12月	県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会
平成30年2月	県計画（案）策定
平成30年3月	計画の策定・公表

※上記以外に、県庁関係課および県議会に随時説明。